

質問者：中谷 博幸議員

問・留寿都村宿泊税はどのように使われる？

本村では、観光振興の新たな財源の確保として、令和8年(2026年)4月から「宿泊税」を導入することとしており、北海道においても同様に4月から「宿泊税」を導入される予定です。そこで、「宿泊税」の使い道についてですが、北海道の場合、施策の方向性として、観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化を柱に検討するとのこと。また、先行して「宿泊税」を導入している倶知安町では環境保全や観光地域づくり法人と連携した観光インフラの整備事業に税が充当されています。



私は、本村の「宿泊税」の用途については、例えば、宿泊施設における除雪費用の一部を助成することや一般廃棄物処理費用の一部を助成するなどの支援、この外、宿泊施設と村を結ぶ循環バスの運行や近隣自治体との交通網の整備、災害時に備えた基金の創設などの用途があるのではないかと考えます。そこで、今後、村は「宿泊税」を徴収後、どのような用途を計画しているのか、村長の見解をお聞かせください。

答弁者：佐藤 ひさ子村長



留寿都村の宿泊税の用途に係る現時点での計画ですが、用途の基本的な方針につきましては、令和7年5月27日開催の議員全員協議会において議員の皆さまにお示ししたとおり「留寿都村宿泊税の基本的な考え方」に基づき進めることとしておりますので、今年度中を目標に「宿泊税用途事業検討会議（仮称）」を設置して、宿泊事業者の皆さまと大まかに何に使うのかの検討を進めてまいりますので、村だけで用途を決められるものではありませんので見解を述べることで

できないことをご理解いただきたいと思います。

また、ご質問の中にある災害時に備えた基金の創設につきましては、本年6月の第2回村議会定例会で留寿都村宿泊税基金条例の議決をいただきましたので、この基金を運用する中で必要に応じて該当する事業に充当する考えでありますことから、中谷議員がおっしゃる基金の設置は更なる基金の設置ということになりますので、その考えは現時点ではないというのが回答でございます。その上で、宿泊税の用途に係る質問をいただきましたのでこの機会を活用させていただき、用途協議の進め方についてご説明申し上げます。宿泊税の用途に係る基本的な考え方としまして、令和6年度に宿泊事業者を中心に構成された「留寿都村宿泊税に関する協議会」からの報告書の提出を令和7年1月に受けましたが、大まかに、用途の内容は「二次交通の充実」や「飲食店の充実」、「外国人観光客への対応」、「観光施設の老朽化対策」、「観光情報発信の強化」、「観光協会の体制強化」及び「宿泊事業者への支援をはじめとする観光振興に必要な対策」の合計7項目を目的としており、これは宿泊税導入を検討する過程で協議したものでありますことから、用途の検討は先に申し上げた「宿泊税用途事業検討



会議（仮称）」、以下、「使途検討会議」とさせていただきますが、ここで協議をするよう話し合われたものです。

このように、使途検討会議で協議することになりましたのは、宿泊税が「観光振興を図るため」の目的税であることから、その税収や使途について透明性の確保が求められるということで、村及び宿泊事業者の双方で意見交換を行う場として使途検討会議を設置して、これを留寿都村観光協会が中心となって宿泊事業者等の意見交換を継続的に実施しながら意見集約して、次年度以降の施策についても検討することとしています。現時点で、まだ使途検討会議は設置しておりませんが、今後、村観光協会と連携し委員の人選を進めると

ともに、年度末までを目標に会議を開催したいと考えているところです。

なお、令和8年度におきましては、4月から宿泊税の徴収を開始しても初年度でありますのでゼロからのスタートで、いつ頃にいくら入るのかも判りませんことから、まずは基金に積んで、実際には令和9年度から令和8年度に積んだ基金の額を見ながら充当事業を考えて、有効活用をしてまいります。